

## 育児等両立支援行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日まで
2. 内容

目標 1：令和 5 年 3 月 31 日までに、育児短時間勤務制度を拡充する (子の対象年齢の拡大など)
---

### <対策>

- 令和 3 年 4 月～ 検討開始
- 令和 4 年度～ 就業規則の改定、社内メール及び掲示板への掲示等  
社員への周知